

三沢警察署の交通指導取締り重点路線・重点地区（令和3年7月～12月）

重点路線(地区)	選定理由(事故分析結果のほか、取締り要望、交通実態等も勘案の上、選定すること)
1 国道338号	信号機が少なく実勢速度が速い路線である。住民からの取締り要望があり、重大事故の抑止のため、取締りが必要である。
2 国道45号	交通量の多い幹線道路であるため、継続した交通事故抑止活動が必要である。
3 三沢十和田線	付近に学校が多く、通学路にもなっていることから、歩行者妨害、交差点関連違反等の取締りを実施し、交通事故抑止対策が必要である。
4 天ヶ森三沢線	信号機が少なく実勢速度が速い路線である。住民からの取締り要望もあり継続した取締りが必要である。
5 八戸野辺地線	事故発生件数が多く、交通量の多い路線である。事故の関連違反も多様であることから、各種取締りが必要である。
6 中央地区	繁華街で歩行者も多いことから、交差点関連違反、飲酒違反取締りが必要である。

※ 重点路線・重点地区以外の場所であっても、取締りを実施することがあります。

三沢警察署の指導取締り方針（令和3年7月～12月）

重点路線(地区)	重点的に取締りを実施する違反種別と月回数								
	速度	信号	一停	歩行者妨害	飲酒	携帯・ベルト			
1 国道338号	○								
2 国道45号		○				○			
3 三沢十和田線		○	○	○		○			
4 天ヶ森三沢線	○								
5 八戸野辺地線		○	○			○			
6 中央地区				○	○	○			

※ 重点的に取締りを実施するとして違反以外であっても、取締りを実施することがあります。